

ア 新規指定相談の目安について

障害児通所支援事業所の指定申請手続きの流れについて

時期の目安	手続き内容	準備書類
事前相談前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(新設法人の場合)法人設立</li> <li>○法人用口座の開設</li> <li>○従業員の募集・確保</li> <li>○事業所開設予定地の選定</li> </ul>	
↓		
指定前々月以前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開設前の事前相談【要来庁】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援管理責任者候補者の要件及び事業所開設予定物件の確認を行います。 (事前予約制)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援管理責任者候補者の実務経験及び資格が確認できる書類</li> <li>・事業所開設予定地の図面等</li> </ul>
↓		
事前相談後 ※指定前々月初めまでに。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定申請書類の作成</li> <li>○事業所予定地の賃貸借契約の締結等、開設に向けての準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※事業所契約時には、借借人や近隣住民に、事業内容(障害児が利用すること、学校の休業日は長時間利用する可能性があること等)を正確に説明下さい。</li> </ul>
↓		
指定前々月上旬～中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定申請書類審査【要来庁】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定申請書類の審査を行います。 (事前予約制)</li> </ul> </li> <li>※書類審査には事業所の運営について責任ある回答ができる方がお越しく下さい。 委託等による法人外部の方のみの審査は、責任の所在が不明確なため、受け付けません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルネットなごや掲載の「障害児通所支援指定申請書類一覧表」に掲載されている書類及びそれに関連する書類一式</li> <li>※書類に不備がある場合は受理をいたしません。</li> </ul>
↓		
指定前々月月末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定申請書類受理【要来庁】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定申請書類の受理時に説明事項がございますので、法人代表者又はそれに準じる方がお越しく下さい。 (事前予約制)</li> </ul> </li> </ul>	
↓		
指定前月15日～20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現地確認の日程調整</li> <li>○現地確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の工事が完了しているか、申請書に記載されている従業員の立合い・本人確認を行います。</li> </ul> </li> <li>※工事が未了又は基準上必要な人員が確認できない場合、申請の取下げ、指定の延期となる場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約書(原本)</li> </ul>
↓		
指定月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定通知書の発送                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人所在地宛てに発送いたします。</li> </ul> </li> <li>※指定日までに届かない場合、指定担当までご連絡ください。</li> </ul>	
↓		
指定後6か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実地指導</li> </ul>	

◎ 上記スケジュールは目安ですので、日程については余裕をもってお越しください。

#### 指定申請及び事前相談の受付時間

月曜日から金曜日のうち、以下の時間枠で対応し、枠外の時間では対応いたしません。

なお、1つの時間枠において、指定申請を行えるのは1事業所分に限ります。

また、事前に予約できる枠は1つの時間枠といたします。

(一度に複数日程の予約は受け付けません。)

#### 【対応時間枠】

① 9:00 ~ 10:30

② 10:30 ~ 12:00

③ 13:30 ~ 15:00

④ 15:30 ~ 17:00

## イ ウェルネットなごやの特に確認を要するページについて（障害児支援）

### 1 趣旨

障害児通所支援事業は、児童福祉法に基づく法定事業であり、公費によって運営されております。独自事業ではありませんので、国の定める基準に則り、事業運営を行う必要があります。公費を使って運営される以上、各種基準を知らなかったでは通用しません。事業者の間違い、無知を理由に、その責任がなくなるものでもありません。ルール違反は、報酬の返還や処分対象となるばかりか、利用者や他事業者にも迷惑をかけます。

そのため、本市のウェルネットなごや、厚生労働省及び国保中央会のホームページ等で情報を収集し、基準を理解し、法令や制度にそった適正な事業運営を行わなければなりません。あわせて、子ども福祉課のすてっぷサポートを活用し、事業所の情報の公開に努める必要もあります。

また、指定及び運営に関する基準、報酬告示、解釈通知、制度改正等の情報は必ず法人代表者、請求事務担当者、管理者及び従業員が理解している必要があります。本市においては、重要な情報は、ウェルネットなごやに掲載しますので、事業者の皆さまにおかれましては、上記の基準や各種情報を随時把握し、適正な事業運営を行ってください。

### 2 常に確認を要するページについて

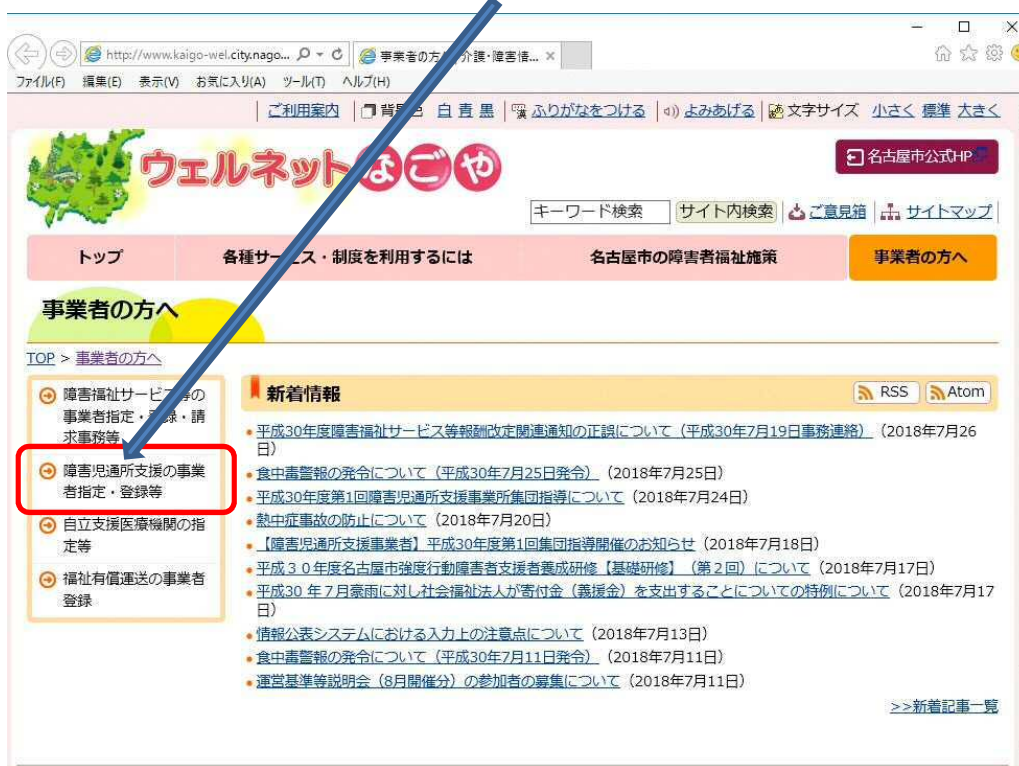
#### (1) ウェルネットなごやトップページ（新着情報要確認）

※「事業者の方へ」をクリックすると（2）へ遷移します。



(2) 「事業者の方へ」のトップページ（新着情報要確認）

※「障害児通所支援の事業者指定・登録等」をクリックすると、(3)へ遷移します。



(3) 「障害児通所支援の事業者指定・登録等」の見出しの下に、「障害児通所支援にかかる事業者の指定申請等について」、「指定・登録の様式等ダウンロード」、「請求関係等ダウンロード」の3つのリンクが表示されます。（これら3つのリンクページはすべて要確認）



(4) 「障害児通所支援にかかる事業者の指定申請等について」のページ（要確認）

※ 「指定・登録の様式等ダウンロード」をクリックすると（5）へ遷移します。



(5) 「指定・登録の様式等ダウンロード」のページ（要確認）

※ 「請求関係等ダウンロード」をクリックすると（6）へ遷移します。



(6) 「請求関係等ダウンロード」のページ（要確認）

※その他、制度改正、報酬改定等厚生労働省及び国保中央会のホームページも確認してください。

The screenshot shows a web browser window displaying the Nagoya Welfare Net website. The address bar shows the URL: <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view>. The page features a navigation menu with options like 'ご利用案内', '背景色', and '文字サイズ'. The main content area is titled '請求関係等ダウンロード' (Request Relationship Download) and includes a sub-section '(1) 審査事務の見直しに向けた対応について' (Response to the revision of the review process). A red box highlights a link: [→国民健康保険中央会ホームページ](#). Other links include '審査支払事務の見直しに向けた対応.pdf(PDF形式:196KB)', '障害福祉サービス等にかかる給付費等の審査支払事務の見直しについて.pdf(PDF形式:325KB)', and '障害者自立支援給付支払等システム関係資料'.